[　　　　　　　　　　　　　　　　]**消防計画**

|  |
| --- |
| ＊　この計画は、消防法令に基づき住人と出入りする全ての人が守らなければならないことを決めたものです。＊　管理権原者である　　　　　　　　　は、防火管理者を選任し、人命の安全を優先して火災予防や地震災害に備えます。＊　防火管理者である　　　　　　　　　は、この計画の実施について全ての権限を有し、この計画と消防法令に従い共用部分の管理について監督し、指示します。＊　住人は、それぞれの住宅内の管理責任者として、この計画に定められたことを守り、共用部分の管理及び訓練の実施について、防火管理者の指示に従ってください。 |

**日ごろから実施すること**

|  |
| --- |
| **それぞれが守ること** |

１　廊下や階段、防火戸、ベランダの間仕切板、避難器具等の近くには、避難や防火戸の閉鎖、間仕切板の破壊等に支障となる物品を置かない。

２　共用部分等には、可燃物等の物品は置かない。

３　共用部分では、たばこを吸わない。

４　放火防止のため、ゴミは、指定された日に指定された場所に出す。

５　電気やガス器具、暖房用の設備器具などは、常に点検整備して安全を確認する。

６　石油ストーブなどの燃料は、安全な容器に入れ安全な場所で保管し、可能な限り使い切る。

７　吸い殻などの火の始末を完全にする。

８　外出する時や寝る前には、火の元を確認する。

９　消防用設備等の故障や破損、避難障害、火災予防についての異常を知ったときは、遅滞なく防火管理者に連絡する。

10　住宅内の火災感知器やベランダ部分に設置された避難器具は、いつでも作動又は操作できるよう管理する。

11　住宅内の間仕切りや内装等を変更する場合は、防火上の構造に問題がないか防火管理者に相談する。

12　防火管理者が実施する消防訓練や、自治会等が実施する地域の防災訓練等に積極的に参加する。

13　その他防火管理者が火災予防などについて指示することに従う。

|  |
| --- |
| **防火管理者が実施すること** |

１　この計画を作成（変更）して消防署長に届け出ます。

２　防火戸と消防用設備等をいつでも使える状態に管理します。

３　廊下や階段など避難経路の安全性を保つよう管理します。

４　住人の方に、防災についての必要な協力をお願いします。

　(1)　それぞれが守り、実施すべきことについて

　(2)　消火、通報及び避難訓練の参加について

　(3)　避難の支障となる物品や放火の対象となる物品の撤去、回収について

５　住人の方に火災等の災害発生時の対応行動等を記載した防災に関するリーフレット等を定期的に配布、掲示などを行い防災意識の高揚に努めます。

６　管理権原者に、火災予防に必要な提案と報告をします。

　(1)　安全を守るための提案と消防署からの指摘事項などについて

　(2)　消防用設備等の異常の有無について

　　　（消防用設備等は定期に点検を行い、その結果を３年に１回消防署長に報告します｡)

７　消防署へ必要な連絡や報告をします。

　(1)　消防訓練の計画の作成と実施時の指導依頼や訓練結果について

　(2)　火災予防や地震のことなどについての指導依頼について

８　消防用設備等の改修、増改築工事等を行う場合には、事前に消防署と協議し、別途安全対策を樹立するとともに、住人の方へ知らせます。

９　適正な防火管理業務を遂行するために、「防火管理維持台帳」（別表１）を作成するとともに、消防署への届出、報告書類をこの消防計画と一括して保管します。

|  |
| --- |
| **訓練について** |

１　災害が起きたときの活動要領についての消防訓練を、次のように行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部分 | 　(1)　通報連絡　（　　　）月　(2)　避難誘導　（　　　）月　(3)　消　　火　（　　　）月 | 総合 | 　総合訓練（部分訓練を組み合わせた訓練）　　（　　　）月 |

２　住人の方に、消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等を周知徹底します。

|  |
| --- |
| （＊　消防法施行規則第３条第２項に該当するマンション等の場合）**防火管理業務委託**　　日常の守るべきことや災害が起きたときの消防活動の一部を、「防火管理業務委託状況表」（別表２）のとおりに委託します。 |

災害が起きたときの活動

|  |
| --- |
| **火災が起きたとき** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　　割 | 担　　当 | 活　動　内　容 |
| 指　　揮 | 自 治 会 長（管理組合理事長） | ・　指揮、担当の安全管理・　119番通報の確認・　避難完了の確認・　消防隊到着時の誘導と情報提供 |
| 通報連絡 | 火災発見者と通報連絡係 | ・　119番へ通報する。・　大声で知らせる。（非常ベル、マイク放送） |
| 消　　火 | 火元及び火元直近の住人と消火係 | ・　消火器、水バケツなどで消火・　手近な消火器を出火点に集める。 |
| 避難と避難協力 | 上記以外の住人 | ・　大声で避難の方向を指示誘導し、安全な場所に避難（近隣の寝たきり等の身体の不自由な人を介護し、避難）・　避難状況（避難完了、逃げ遅れた者）を指揮者に連絡 |

|  |
| --- |
| **地震が発生したとき** |

|  |
| --- |
| 　火災が起きたときの活動のほか、次のことに注意する。　(1)　身体の安全を守ることを第一とする。　(2)　使用中の火を消す。　(3)　地震後、火気使用設備・器具等の安全を確認する。また、再使用する時は、特に安全確認に注意する。 |

＊　役割ごとの担当者は、**自治会（管理組合）**で調整して掲示板に掲出します。

　　附　則

　この計画は、　　　　　　年　　　月　　　日から実施。